

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 11 月 5 日 (金) 第 258 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|--------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更 | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 | (社会福祉課取扱い) | 1 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) | (社会福祉課取扱い) | 2 |
| ○公共測量の実施 | (監理課取扱い) | 2 |

公 告

- | | | |
|------------------------|-------------------|---|
| ○宅地建物取引業者に対する監督処分のお知らせ | (建築課取扱い) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | (建築課取扱い) | 3 |
| ○落札者等の公告 | (大隅加工技術研究センター取扱い) | 3 |

告 示

鹿児島県告示第1047号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 3 年 11 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡宇検村大字宇検字波世間太原321番 7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1048号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 11 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
高見調剤薬局	枕崎市高見町19番2	令和3年9月30日
さくら歯科クリニック	いちき串木野市上名131番地2	令和3年9月30日
平成薬局	日置市伊集院町大田795番地	令和3年9月30日
曾於医師会立有明病院	志布志市有明町野井倉8288-1	令和3年9月30日

鹿児島県告示第1049号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年11月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
風林堂薬局	熊本郡屋久島町栗生1751番地5	令和3年10月1日
さくら歯科クリニック	いちき串木野市上名131番地2	令和3年10月1日

鹿児島県告示第1050号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年11月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	訪問看護ステーションウイング	始良市東餅田1442-1	平成30年12月1日

鹿児島県告示第1051号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和3年11月5日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
福吉修二	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177番地7	令和3年 10月1日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第1052号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）

- 2 作業の期間 令和3年10月6日から令和4年3月25日まで
 3 作業の地域 霧島市国分川内地内

公 告

宅地建物取引業者に対する監督処分のお知らせ

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分を行った。

令和3年11月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 被処分者

商号	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許番号
株式会社毎日不動産	代表取締役 前村 幸男	霧島市牧園町高千穂3901番地3	平成28年 11月30日	鹿児島県知事（8） 第3286号

2 処分の年月日

令和3年10月26日

3 処分の内容

宅地建物取引業に関する業務の全部の停止30日間（令和3年11月10日から同年12月9日まで）

4 適用条文

宅地建物取引業法第65条第2項第2号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年11月5日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1工区）

霧島市国分上野原テクノパーク1137番73、1137番74、1137番75の一部、1168番18、1168番19の一部、1168番20、1168番21の一部及び1168番33の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分上野原テクノパーク12番2号

マイクロカット株式会社

代表取締役 高木治邦

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年11月5日

鹿児島県大隅加工技術研究センター所長 中山久幸

1 落札に係る物品等の名称及び数量

多機能小型真空凍結乾燥機の賃貸借 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県大隅加工技術研究センター

鹿屋市串良町細山田4938番地

3 落札者を決定した日

令和3年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

宝来メデック株式会社

鹿児島市御本町5番29号

- 5 落札金額
36,828,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月9日